

南部市場の販売時刻に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）第8条第2項の規定に基づき、卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻（以下「販売時刻」という。）について、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(青果部の販売時刻)

第2条 青果部における販売時刻は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 販売開始時刻 | 午前4時30分 |
| (2) せり開始時刻 | 午前7時 |
| (3) 販売終了時刻 | 午後1時 |

(水産物部の販売時刻)

第3条 水産物部における販売時刻は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 販売開始時刻 | 午前3時 |
| (2) せり開始時刻 | 午前5時30分 |
| (3) 販売終了時刻 | 正午 |

(花き部の販売時刻)

第4条 花き部における販売時刻は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|------|
| (1) 販売開始時刻 | 午前5時 |
|------------|------|

- | | | |
|-----|--------|---------|
| (2) | せり開始時刻 | 午前7時30分 |
| (3) | 販売終了時刻 | 午後2時 |

(その他)

第5条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月5日から施行する。